

那覇市消防局開発行為に伴う消防水利施設の設置指導要綱

令和2年10月14日消防局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)に基づく開発行為に伴う同法第33条第1項第2号に定める消防の用に供する貯水施設の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発行為者とは、開発行為の施行の権限を有する者をいう。
- (3) 開発区域とは、開発行為をする土地の区域をいう。
- (4) 消防水利とは、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号。以下「基準」という。)第3条第1項の基準に適合する防火水槽及び消火栓をいう。
- (5) 防火水槽とは、那覇市が管理する消防の用に供する有蓋防火水槽をいう。
- (6) 消火栓とは、那覇市の水道事業管理者が管理している公設の消火栓をいう。

(消防水利の設置基準)

第3条 消防水利については、消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定に基づく、消防水利の基準によるもののほか、この要綱に定めるところにより、消防局長と協議の上設置しなければならない。

2 開発区域に新たに設置する消防水利は、防火水槽とする。

(防火水槽の設置)

第4条 防火水槽の設置は、開発区域が既設の消防水利によって、次の表に掲げる用途地域に応じた包含距離の範囲に包含されないときは、開発区域を包含できるよう、新たに防火水槽を設置しなければならない。

用途地域	包含距離	消防水利の配置
近隣商業地域、商業地域 工業地域、工業専用地域	80メートル	包含距離は、消防水利を中心とした半径を指し、その円内に施工区域がすべて包含されるように設置する。
上記以外の用途地域及び用途地域の指定されていない地域	100メートル	

2 開発区域が既設の消防水利から、前項の包含距離内に包含される区域であると消防局長が判断した場合は、前項の規定にかかわらず、開発行為者は防火水槽を設置しないこと

ができる。ただし、既設の消防水利の、一以上を防火水槽(耐震性のものに限る。)としなければならない。

- 3 河川、擁壁、がけ、建築物及びその他地理的な条件により消防用ホースを延長することが困難であると消防局長が判断した場合は、前項の規定にかかわらず、防火水槽を設置させなければならない

(防火水槽の種類)

第5条 防火水槽の種類は、次のとおりとする。

- (1) 現場打ち防火水槽
- (2) 地中ばり防火水槽
- (3) 二次製品防火水槽
- (4) その他の防火水槽

(防火水槽の規格及び構造)

第6条 防火水槽の規格及び構造は、基準第3条第1項に定める消防水利の給水能力及び同条第1項各号に掲げる消防水利の構造に適合するものとしなければならない。

- (1) 防火水槽は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。
 - (2) 防火水槽の構造は、原則として埋設式で荷重や変形に対する所要の強度を有し、耐震性があり、かつ、内部の全てが水密性に優れたものを使用すること。
 - (3) 底設(集水)ピット(消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。)を有していること。
 - (4) 水槽底の深さは、底設(集水)ピットの部分を除き、地表面から4.5メートル以内であること。
- 2 防火水槽は一槽式で、設置場所によって財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)が示すⅠ型からⅢ型の荷重とし、次の各号によるものでなければならない。
 - (1) 公園や宅地等の空地で、自動車が進入するおそれの無い場所にはⅠ型以上の埋設の防火水槽を設置すること。(上積荷重10キロニュートンパー平方メートル)ただし、車両等が進入できない処置を講ずること。
 - (2) 大型車の交通が少ない道路又は自動車が進入するおそれのある公園、宅地等には、総重量200キロニュートンの自動車荷重を考慮したⅡ型以上の埋設の防火水槽を設置すること。(T-20荷重)
 - (3) 同項第一号及び第二号を除いた場所には、総重量250キロニュートンの自動車荷重を考慮したⅢ型の埋設の防火水槽を設置すること。(T-25荷重)
 - 3 底設(集水)ピットは、次の各号によるものでなければならない。

- (1) 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保される構造とすること。
- (2) 吸管投入孔の直下に設けるものとすること。
- (3) 底設(集水)ピットの深さは、50センチメートル以上で、内寸法は角型ピットの場合で60センチメートル角以上、丸型ピットの場合で内径60センチメートル以上とすること。
- (4) 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

4 吸管投入孔は、次の各号によるものでなければならない。

- (1) 吸管投入孔は、1水槽につき1箇所以上、水槽の頂版上に取り付けるものとし、水槽本体の強度を損なわない位置で、消火活動に便利な位置に設けるものとすること。
- (2) 吸管投入孔は、丸型を原則とし内径60センチメートル以上とすること。
- (3) 吸管投入孔の開口部には、鋳鉄製あるいはこれと同等以上の吸管投入孔蓋(鍵付き)を設置し、吸管投入孔蓋を受ける口環は鉄筋コンクリート製、鋳鉄製又はこれらと同等以上のものとし、形状は別図1のとおりとすること。
- (4) 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管は、鉄筋コンクリート製、鋳鉄製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向荷重によってずれないように本体に取り付けること。
- (5) 吸管投入孔の開口部は、消防ポンプ自動車容易に接近部署することができる箇所に設けること。

5 水槽容量は、底設(集水)ピット及び吸管投入孔の連結立管の容積を含まないで算定すること。

6 水槽の設計には、自重及び土かぶり荷重、上載荷重、土圧及び地下水圧、内水圧、浮力に対する強度を有し、耐久性があること。この場合の上載荷重は、自動車荷重を考慮すること。

7 主要構造材料及び部材厚等は、次の各号によるものでなければならない。

- (1) コンクリートは、材料の均質性、水密性、耐久性を考慮して設計基準強度(4週圧縮強度)は、現場打ち防火水槽にあつては、24メガパスカル以上、二次製品防火水槽にあつては、30メガパスカル以上のものであること。
- (2) 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則として直径13ミリメートル以上の異形鉄筋を30センチメートル以下の中心間隔で配置すること。
- (3) 鋼材(鋼板)は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。
- (4) 頂版、側版、底版及び底設(集水)ピットの躯体の厚さは、30センチメートル以上、二次製品防火水槽の鉄筋コンクリート部材にあつては、20センチメートル、プレストレストコンクリート部材にあつては15センチメートル以上、鋼製部材にあつては3.2ミリメートル以上、FRP部材にあつては4.5ミリメートル以上であること。

- (5) 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。
- (6) 維持管理のため、吸管投入孔の開口部から作業員が安全に水槽底に降りられるよう梯子(ステンレス又はFRP製)を設けること。

(型式認定証の提出)

第7条 二次製品防火水槽を使用し、工事を行う際は、安全センターが認定した旨の型式認定証を消防局長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、認定された二次製品防火水槽には、認定証票(評定マーク)を表示しなければならない。

(標識)

第8条 標識は、原則として防火水槽の直近(概ね5メートル以内)に設置しなければならない。ただし、消防局長が防火水槽の設置位置又は道路状況等、特に困難な状況にあると判断した場合は、この限りでない。

- 2 掲出方法は、支柱を利用し防火水槽等の所在が明確に確認できるような標識とし、形状は別図2のとおりとする。

(防火水槽用地)

第9条 防火水槽用地には、車両等の進入ができない高さの車止めを設置、又はフェンス等で区画し、境界標等により防火水槽用地の区画を明確にすること。ただし、通路等の共有部分に設置する場合は、変色はく離しない溶着塗装による表示を施し、形状は別図3のものとする。

- 2 防火水槽用地は、防火水槽の外壁の周囲から1メートル以上のメンテナンス空地进行を保有し、その上部は、原則としてコンクリート等の草木等が茂らない構造にするものとする。

(事前協議)

第10条 消防局長は、開発行為者とあらかじめ、次に掲げる各号について、事前協議するものとする。

- (1) 既存の防火水槽の有無とその取扱い
- (2) 防火水槽設置の必要の有無
- (3) 防火水槽の種別及び位置
- (4) 防火水槽の構造及び規模
- (5) 防火水槽施工計画
- (6) 防火水槽の管理方法
- (7) 防火水槽及び用地の寄附及び帰属に関する事項
- (8) 消防活動上必要な事項
- (9) その他必要な事項

- 2 消防局長は、前項第2号の規定に基づき、防火水槽の設置を要しないと認める場合は、確認書(第1号様式)を開発行為者に交付することができる。

(協議)

第11条 消防局長は、法第32条第2項に基づき協議を行おうとする開発行為者に、開発行為に伴う消防水利に関する協議(変更協議)申出書(第2号様式。以下「申出書」という。)を提出させるものとする。なお、第三者により提出させる場合は、委任状を添付させるものとする。

- 2 消防局長は、開発行為者から申出書の提出があった場合は、前条の事前協議事項の結果に基づき消防水利施設協定書(以下「協定書」という。)を2部作成、締結し、開発行為者と消防局長の双方で保管しなければならない。

- 3 消防局長は、前項による協定書の締結後、開発行為者に対して開発行為に伴う消防水利に関する(変更協議)同意書(第3号様式)を交付するものとする。

(着工届)

第12条 開発行為者は、防火水槽の設置に着手したときは、速やかにその旨を消防水利工事着手届出書(第4号様式)により消防局長へ届け出なければならない。

(防火水槽等の変更)

第13条 開発行為者は、防火水槽の位置、構造、使用等について変更があった場合は、当該変更の内容を開発行為に伴う消防水利に関する変更協議申出書(第2号様式)に記載し、消防局長に提出後、必要な指示を受けなければならない。

(中間検査)

第14条 消防局長は、防火水槽が設置に向け施工されるときは、必要に応じて、次の各号の定めるところにより、中間検査を実施するものとする。

- (1) 地盤の床掘りが完了したとき。
- (2) 基盤の仕上げが完了したとき。
- (3) 底版配筋の組立てが完了したとき。
- (4) 側版配筋の組立てが完了したとき。
- (5) 頂床版配筋の組立てが完了したとき。
- (6) 二次製品の場合は、当該製品が工事施工箇所に到着したとき。
- (7) その他必要と認めたとき。

(完成検査)

第15条 開発行為者は、防火水槽の設置工事が完了した場合は、消防水利完成検査申請書(第5号様式)を消防局長に提出し、水張り検査等必要な検査(以下「完成検査」という。)を受けなければならない。

- 2 消防局長は、前項に基づく申請書が提出されたときは、工事施工者立会のもと完成検査

を実施するものとする。

3 完成検査については、次の各号のとおりとする。

- (1) 吸管投入孔蓋を設置後に吸管投入孔蓋部分から約マイナス10センチメートルまで上水(水道水)を張ること。ただし、工業用水によるものは認めないものとする。
- (2) 1週間以上経過した後に水量を確認し、減水しているのであれば、再度同じ位置まで水を張ること。
- (3) 前号から24時間経過後の水位の減水はマイナス10センチメートル以内とする。ただし、コンクリート構造でない場合はマイナス3センチメートル以内とすること。

(完成検査済証の交付)

第16条 消防局長は、前条に基づく完成検査の結果、設置基準に適合していると認められるときは、消防水利完成検査済証(第6号様式)を開発申請者に交付するものとする。

(協議書の締結)

第17条 第11条に規定する協議並びに法第39条の規定に基づき、防火水槽の管理に関する事項について、開発行為者と消防局長は消防水利施設管理協議書を締結し、双方で保管しなければならない。

(帰属及び寄附)

第18条 防火水槽用地は、法第40条第2項の規定に基づき原則、那覇市に帰属するものとする。

2 工作物(防火水槽躯体及び標識等)は、原則、那覇市に寄附するものとする。

3 開発行為者は、前項の規定に基づき寄附する場合は、防火水槽寄附申込書(第7号様式)を消防局長に提出するものとする。

(費用負担)

第19条 帰属に伴う施工管理、登記費用等を含め、開発行為の消防水利施設の設置に関するすべての費用は、開発行為者が負担しなければならない。

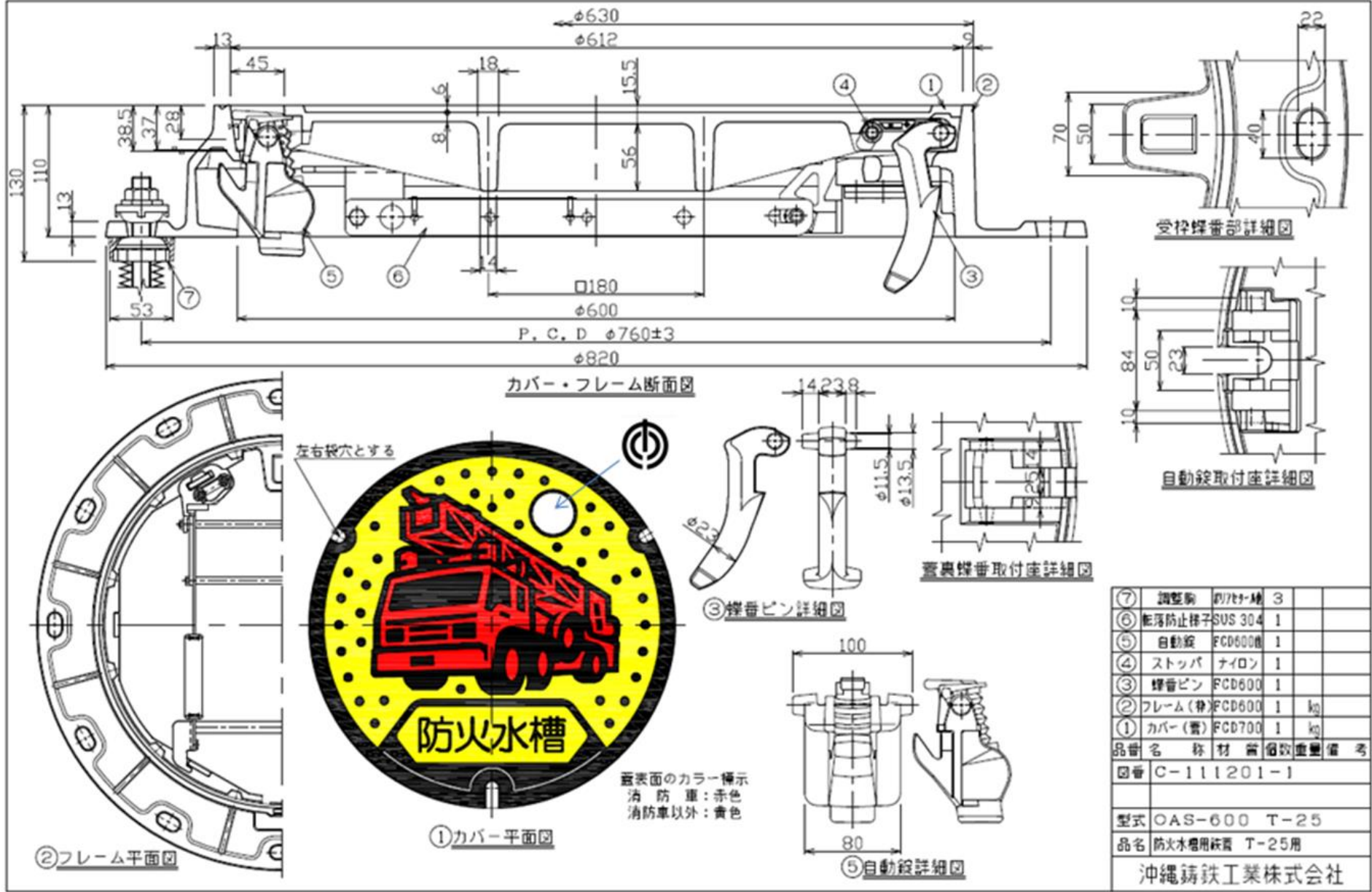
(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防局長が別に定める。

付 則

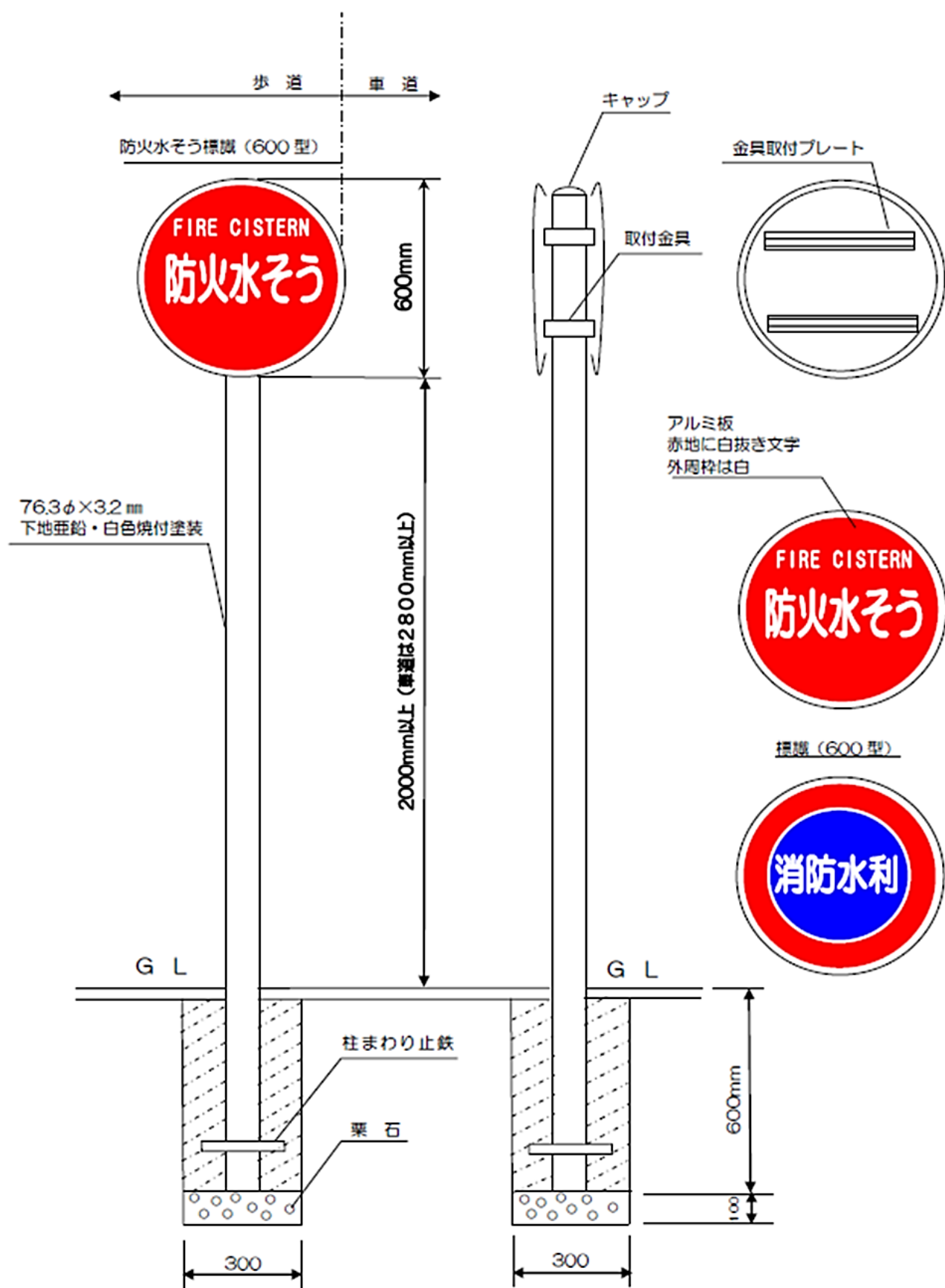
この要綱は、公布の日から施行する。

別図 1(第 6 条関係)



※ → 防火水槽用鉄蓋の○枠には那覇市の市章を入れること。

別図 2(第 8 条関係)



別図3(第9条関係)



※ ゼブラ及び文字の色は白色又は橙色

第1号様式(第10条関係)

那 消 警 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局
消防局長 印

確 認 書

下記の開発区域は、消防水利の配置状況を検討した結果、消防法第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準に適合するため、消防水利の設置を要しないと認める。

記

- 1 開発区域の所在地
- 2 開発行為申請者
- 3 既設消防水利

第2号様式(第11条関係)

開発行為に伴う消防水利に関する協議(変更協議)申出書			
年 月 日			
那覇市消防局長 宛 (警防課)			
申出者 住所			
氏名			
印			
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
都市計画法第32条(第1項・第2項)の規定に基づく開発行為に伴う下記の消防水利に関する協議を申し出ます。			
開発行為の概要	開発区域の位置	那覇市	
	開発区域の面積	平方メートル	
	開発行為の目的		
	設 計 者	住所	
		氏名	
	担当者	電話番号	
公共施設の概要	名 称		
	種類. 規格. 数量		
	開発区域内・外	区域内 区域外	
	新 設 ・ 既 設		
協議の内容	1 消防水利施設の設置位置について 2 消防水利施設の構造及び施工について 3 消防水利施設の設置後の管理(帰属)について 4 消防水利施設の必要な事項について		
※処理欄			

注 ※印のある欄は、記入しないでください

第3号様式(第11条関係)

那 消 警 第 号
年 月 日

様

公 共 施 設 管 理 者
那覇市消防局長 印

開発行為に伴う消防水利に関する協議(変更協議)同意書

年 月 日に申し出のあった次の開発行為に伴う消防水利に関する(協議変更協議)については、次の条件を付して同意します。

協議の内容		
同意の条件		
開発行為の概要	開 発 区 域 の 位 置	
	開 発 区 域 の 面 積	
	開 発 行 為 の 目 的	
	申出者の住所及び氏名	
	設計者の住所及び氏名	
公共施設の概要	公 共 施 設 の 名 称	
	種 類 ・ 規 格 ・ 数 量	
	開 発 区 域 内 ・ 外	
	新 設 ・ 既 設	

第4号様式(第12条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(警防課)

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

消防水利工事着手届出書

このたび開発行為により、下記のとおり、消防水利の工事に着手しますので届け出ます。

記

開 発 区 域 の 位 置					
公 共 施 設 の 名 称					
工 事 着 手 年 月 日					
中間検査 予定年月日 (工程ごとに連絡 してください)	1 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	2 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	3 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	4 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	5 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	6 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
工事 施 工 者	所 在 地 及 び 代 表 者 名	住 所 氏 名			
	工事現場管理者名			TEL	

第5号様式(第15条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(警防課)

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

消防水利完成検査申請書

このたび開発行為により、下記のとおり消防水利の工事が完了しましたので関係書類を添付して完成検査を申請します。

記

開 発 区 域 の 位 置			
公 共 施 設 の 名 称		防火水槽 基 ☐ 現場打ち ☐ 二次製品 その他 ()	
完 成 検 査 予 定 日 時		年 月 日 時 分頃	
工 事 施 工 者	所 在 地 及 び 代 表 者 名	住 所 氏 名	
	工事現場管理者名		TEL

第6号様式(第16条関係)

那 消 警 第 号
年 月 日

様

公 共 施 設 管 理 者
那覇市消防局長 印

消防水利完成検査済証

下記の消防水利は、開発行為に伴う消防水利施設の設置指導要綱に規定する消防水利の設置基準に適合していることを証明します。

記

開 発 区 域 の 位 置		
公 共 施 設	種 別	
	構 造 ・ 規 格	
	数 量	
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
完 成 検 査 年 月 日		年 月 日

第7号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛

住所又は事務所
の所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

防火水槽寄附申込書

下記の防火水槽を無償にて、那覇市消防局に 年 月 日に寄附します。

記

- 1 施設場所 那覇市
- 2 寄附物件 防火水槽 m³級（道路用・敷地用）
- 3 物件基数 基
- 4 完成年月 年 月